

政治家からの寄附禁止

政治家が選挙区内の有権者にお中元・お歳暮、差し入れ、お見舞いなど、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。

有権者が求めても、受け取ってもいけません。

心がけよう、3ない運動



政治家は有権者に寄附を、
贈らない！

有権者は政治家に寄附を、
求めない！



政治家から有権者への寄附は、
受け取らない！



禁止されている寄附



- (例) ❶ 病気見舞い
❷ 祭りへの寄附や差し入れ
❸ 地区の行事への飲食物の差し入れ
❹ 結婚祝・香典
❺ お歳暮やお年賀
❻ 葬式の花輪、供花
❼ 入学祝い、卒業祝い